第二号様式（第十四条関係）

（表）

年　月　日　交付第　　号（使用期間１年）

職　名	氏　名	生　年　月　日

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

第13条第５項の規定による

立　入　検　査　証

（所管行政府名）　　印

（裏）

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律抜粋

第１３条

４　所管行政庁は、第１項の規定の施行に必要な限度において、特定防火地域等の内の土地に存する建築物の所有者に対し、当該建築物の火事又は地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくは当該建築物の敷地に立ち入り、当該建築物、当該建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

５　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

６　第４項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第十七条の二及び第百二十一条第五項の改正規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に交付した改正前の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則別記第二号様式による身分証明書は、この省令による改正後の防災街区の整備の促進に関する法律施行規則別記第二号様式による身分証明書とみなす。

○環境省令第三十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　環境大臣　細野　豪志

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令

（温泉法施行規則の一部改正）

第一条　温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「ゆう出」を「湧出」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）中「第三十五条第三項」を「第三十五条第二項」に改める。

様式第３（裏）中「若しくは第２項」を削る。

様式第４（裏）中「２　経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉を工業用に利用する施設に立ち入り、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。」を削り、「３　第28条第２項及び第３項の規定は、前２項」を「２　第28条第２項及び第３項の規定は、前項」に、「第34条第１項」を「第34条」に、「ゆう出させる」を「湧出させる」に改め、「若しくは第２項」を削る。

（自然公園法施行規則の一部改正）

第二条　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条中「同意又は」を「協議又は」に、「同意を得」を「協議し」に改める。

第二条の見出し及び同条第一項中「同意」を「協議」に改める。

第三条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第四条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条第一項中「同意又は」を「協議又は」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加える。

第五条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第六条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条第一項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「協議書又は」を加える。

第八条の見出し中「同意又は」を削る。

第九条中「、第二条及び第八条」を「及び第二条」に、「同意及び」を「協議及び」に、「同意を得た」を「協議をした」に改め、「認可を受けた者について」の下に「、第八条の規定は法第十八条第三項の認可について」を加える。